

令和8年（2026年）7月2日
午前10時～午前11時
於：高層棟4階 特別会議室
行政経営部 企画財政室

令和8年度 第1回政策会議
吹田市第5次総合計画の策定方針について

第5次総合計画の策定方針を定めるものです。

本市では、市のめざす将来像を実現するため、平成31年（2019年）に第4次総合計画を策定し、令和6年（2024年）には、策定後の動向を踏まえた基本計画改訂版の策定を行い、各分野の個別計画と連動させながら、様々な施策の推進に取り組んできました。

この間、自然災害の頻発化・激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、デジタル化や新しい価値観・働き方改革の浸透、急激な物価高、人手不足とAIの台頭など、数年で目まぐるしく社会状況が変化し、人々のライフスタイルも大きく変容しています。

第4次総合計画の計画期間が令和10年度に終了することに伴い、改めて中長期的な視点から本市のめざす将来像を明らかにし、変化が激しい時代にあっても、持続可能な行政運営を行いながら、将来にわたって快適に暮らし続けられるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針として、第5次総合計画を策定することとします。

策定に当たり、背景・目的やポイント、進め方などを示す策定方針を定めるものです。



suitable city
スイタブルシティ

吹田市第5次総合計画 策定方針(案)



吹田市
SUITA CITY



Suita Cross

行政経営部企画財政室

目次

1 はじめに

2 基本的事項

3 策定のポイント

- (1) 現状分析及び新たな時代の潮流への対応
- (2) 施策の実現性の確保
- (3) 多様な主体の参画と分かりやすい計画づくり

4 策定の進め方

5 関連条例(抜粋)

1 はじめに

(1) 背景

- 本市では、市のめざす将来像を実現するため、自治基本条例に基づき、総合計画を策定
- 平成31年(2019年)に第4次総合計画(以下「4次総計」という。)を策定、令和6年(2024年)には策定後の動向を踏まえた基本計画改訂版を策定
- 各分野の個別計画と連動させながら、様々な施策の推進に取り組んできたところ
- 4次総計の計画期間は令和10年度(2028年度)まで

1 はじめに

(1) 背景

- 4次総計の計画期間中にも、
 - 自然災害の頻発化・激甚化
 - 新型コロナウイルス感染症の世界的流行
 - デジタル化や新しい価値観・働き方改革の浸透
 - 急激な物価高
 - 人手不足とAIの台頭 など

数年で目まぐるしく社会状況が変化し、人々のライフスタイルも大きく変容している

1 はじめに

(2) 策定目的

- 変化が激しい時代にあっても、中長期的な視点から本市のめざす将来像を明らかにするため
- 持続可能な行政運営を行いながら、将来にわたって快適に暮らし続けられるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため

➡ 第5次総合計画(以下「5次総計」という。)を策定

2 基本的事項

(1) 計画の構成

ア 基本構想

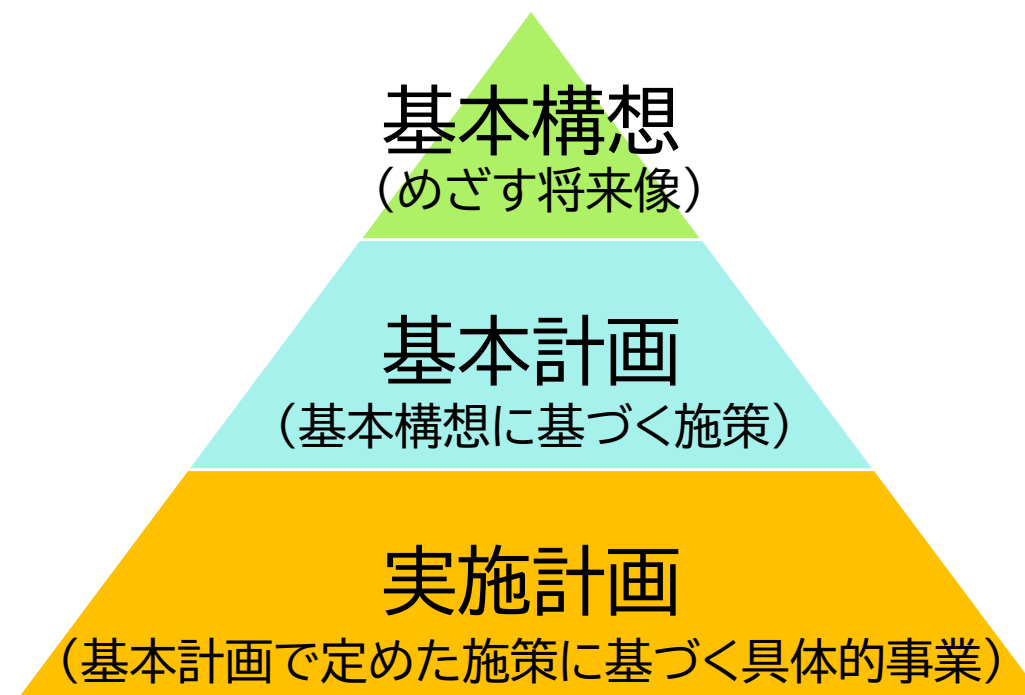
本市のめざす将来像とそれを実現するための施策大綱を示します。

イ 基本計画

施策を体系的に表した部門別計画及び中長期財政計画を示します。

ウ 実施計画

基本計画で定めた施策について具体的な事業の内容を示します。



2 基本的事項

(2) 計画の期間

ア 基本構想

10年 = 令和11年度(2029年度)～
令和20年度(2038年度)

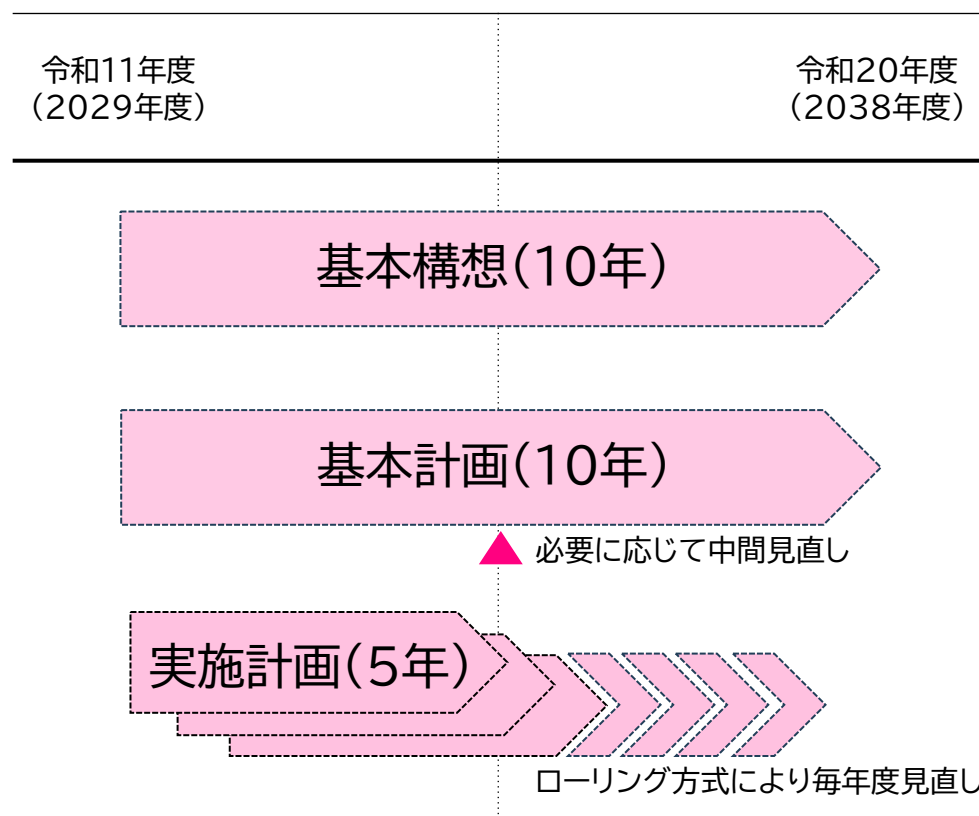
イ 基本計画

10年 = 令和11年度(2029年度)～
令和20年度(2038年度)

※ 必要に応じて中間見直しを実施

ウ 実施計画

5年 ※ 1年ごとのローリング方式により
毎年見直しを実施



3 策定のポイント

(1) 現状分析及び新たな時代の潮流への対応

- 現状を適切にとらえた計画とするため、本市の人口動向や社会経済状況、地域特性等を十分に分析した上で、本市の強みや重点的に取り組む課題を明らかに
- 4次総計策定時以降に生じた課題をはじめ、新たな時代の潮流に対応

3 策定のポイント

(2) 施策の実現性の確保

- 施策の実現に向けては、持続可能な行政運営が前提
- その基礎となる行政資源の効果的活用について、基本的な視点として提示

- 【取組例】
- 中長期の財政収支見通しを示す財政計画の策定
 - 管理・更新コストを踏まえた公共施設の最適化
 - 持続可能な職員体制の構築と人材の有効活用
 - 自治体DXのさらなる推進

3 策定のポイント

(3) 多様な主体の参画と分かりやすい計画づくり

- 本市のまちづくりを支える多彩な人材の活力を積極的に取り入れるため、多様な主体の参画を図る
- 市民・行政共通の指針であることを踏まえ、計画の構成や表現について、市民の視点に立った分かりやすい計画とする

【取組例】

- ワークショップ等の開催
- 子供・若者の意見表明の仕組みガイドラインを踏まえた意見聴取
- Webの活用やプッシュ型の意見聴取の実施
- 簡潔な内容で写真等を用い、レイアウトを工夫

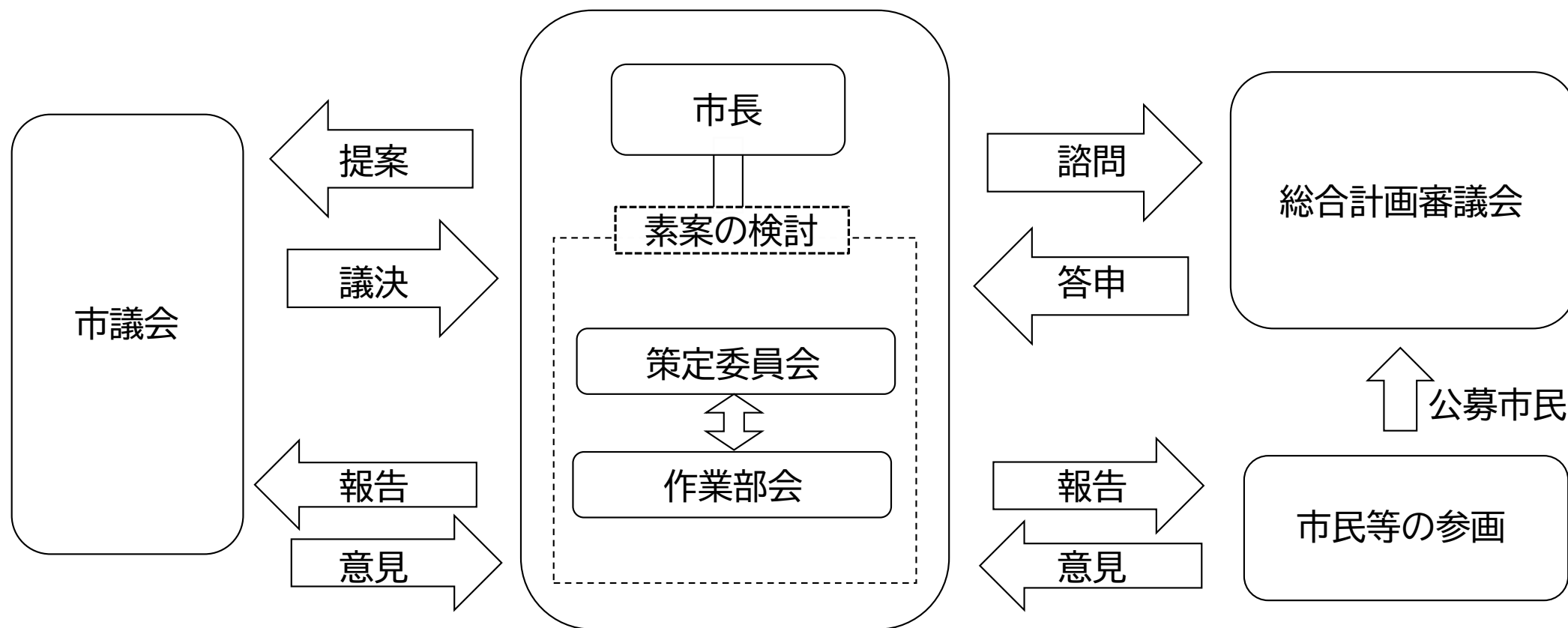
4 策定の進め方

(1) 体制

名称		構成	目的・内容
【庁内組織】 総合計画策定 委員会	策定委員会	副市長(委員長)及び 部長級以上職員	素案の策定、策定に係る総合調整を行います。
	作業部会	次長級以下の職員	素案の策定のため、具体的な内容の検討を行います。
【附属機関】 総合計画審議会		学識経験者 公募市民 市内公共的団体等代表 関係行政機関の職員 (委員20名以内)	市長の諮問に応じ、審議及び答申を行います。
市民等の参画		オンラインでのアンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなど	

4 策定の進め方

(1) 体制【イメージ】



4 策定の進め方

(2) スケジュール

令和8年度 (2026年度)	7月～	政策会議にて策定方針を決定
		事業者選定(プロポーザル) 4次総計の検証・課題抽出、人口推計(案)作成
令和9年度 (2027年度)	4月～	策定委員会・審議会・市民意見聴取
令和10年度 (2028年度)	4月～	策定委員会・審議会・5次総計(素案)作成
	8月	パブリックコメントの実施
	10月	政策会議にて5次総計(案)を決定
	11月	5次総計(案)を議会へ提案
	3月	冊子作成、公表

4 策定の進め方

(3) その他

- 5次総計の策定と併せて、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定し、基礎調査や人口推計、取組内容の成果の検証などを効果的かつ効率的に進める

5 関連条例(抜粋)

(1) 吹田市自治基本条例

● 総合計画

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画(行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。)を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

● 財政運営

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

5 関連条例(抜粋)

(2) 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により吹田市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 基本計画(基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。)の策定、変更又は廃止に関すること。